

## 大阪市規則第47号

### 職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(初任給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 新たに職員となつた者（第6条及び第7条の規定の適用を受ける者を除く。）の初任給について、特別の事情により別表第1により難いときは、その者の職務の内容、学歴、経歴、免許等の資格、他の職員との均衡等を考慮して、<u>職員の職務の級を決定する基準等に関する規則</u>（平成19年大阪市人事委員会規則第6号）の定める基準に従い決定する職務の級（以下「決定級」という。）における号給を決定する。</p> <p>(基準昇給号給数)</p> <p>第12条 条例第5条第5項に規定する基準昇給号給数（以下「基準昇給号給数」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに</p>	<p>(初任給)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 新たに職員となつた者（第6条及び第7条の規定の適用を受ける者を除く。）の初任給について、特別の事情により別表第1により難いときは、その者の職務の内容、学歴、経歴、免許等の資格、他の職員との均衡等を考慮して、<u>職員の給与に関する条例別表第8に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則</u>（平成19年大阪市人事委員会規則第6号）の定める基準に従い決定する職務の級（以下「決定級」という。）における号給を決定する。</p> <p>(基準昇給号給数)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p>

同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「5級消防職員」という。）次に掲げる昇給調査対象期間（条例第5条第5項に規定する昇給調査対象期間をいう。以下同じ。）における大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において職員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分（消防局に所属する職員（以下「消防局職員」という。）にあつては、当該職員の職務について監督する地位にある者が行う昇給調査対象期間における勤務成績の評価に基づいて任命権者が認定する当該職員の勤務成績の区分。以下「相対評価区分等」という。）に応じ、それぞれ次に定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分（消防局職員にあつては、勤務成績が良好でない職員が属する区分。以下この条において同じ。） 0号給

- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級、4級又は3級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（5級消防職員を除く。）次に掲げる

[ア～エ 同左]

オ 第5区分（消防局職員にあつては、勤務成績が良好でない職員が属する区分。以下この条において同じ。） 1号給

- (2) [同左]

相対評価区分等に応じ、それぞれ次に定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分 0号給 (消防局職員にあつては、1号給)

- (3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの 次に掲げる相対評価区分等に応じ、それぞれ次に定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分 0号給 (消防局職員にあつては、1号給)

- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの 次に掲げる相対評価区分等に応じ、それぞれ次に定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分 0号給 (消防局職員にあつては、1号給)

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げる消防局職員でその属する勤務成績の区分が第5区分であるものうち昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。)を受けたものその他当該勤務成績の評価及び昇

[ア～エ 同左]

オ 第5区分 1号給

- (3) [同左]

[ア～エ 同左]

オ 第5区分 1号給 (総務局長が定める職員にあつては、2号給)

- (4) [同左]

[ア～エ 同左]

オ 第5区分 2号給 (消防局職員にあつては、1号給)

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職員でその属する相対評価区分等が第5区分であるもののうち昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。)を受けたものその他当該人事評価の結果(消防局職員であつた者にあ

給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして総務局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して同項第2号オ、第3号オ又は第4号オに定める号給数とすることが適当でないとして総務局長が認めるものの基準昇給号給数は、0号給とする。

[3 略]

4 次の各号に掲げる割合は、当該各号に定める割合に合致していなければならない。

(1) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 おおむね100分の5を上限とする割合

(2) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 おおむね100分の20を上限とする割合

(3) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号ウの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 100分の100から、同号に掲げる消防局職員の総数に占める同号ア、イ、エ及びオの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合を除いた割合

(4) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号エの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 おおむね100分の10を上限とする割合

つては、当該消防局職員の勤務成績の評価）及び昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして総務局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して同項第1号オ、第2号オ、第3号オ又は第4号オに定める号給数とすることが適当でないとして総務局長が認めるものの基準昇給号給数は、0号給とする。

[3 同左]

4 次の各号に掲げる割合は、当該各号に定める割合におおむね合致していなければならない。

(1) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 100分の5

(2) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 100分の20

(3) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号ウの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 100分の60

(4) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号エの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 100分の10

<p>(5) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号オの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>おおむね100分の5を上限とする割合</u></p> <p>(6) 第1項第2号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>おおむね100分の5</u></p> <p>(7) 第1項第2号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>おおむね100分の15</u></p> <p>(8) 第1項第3号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>おおむね100分の5</u></p> <p>(9) 第1項第3号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>おおむね100分の20</u></p> <p>(10) 第1項第4号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>おおむね100分の5</u></p> <p>(11) 第1項第4号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>おおむね100分の20</u></p>	<p>(5) 第1項第1号に掲げる消防局職員の総数に占める同号オの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>100分の5</u></p> <p>(6) 第1項第2号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>100分の5</u></p> <p>(7) 第1項第2号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>100分の15</u></p> <p>(8) 第1項第3号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>100分の5</u></p> <p>(9) 第1項第3号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>100分の20</u></p> <p>(10) 第1項第4号に掲げる消防局職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>100分の5</u></p> <p>(11) 第1項第4号に掲げる消防局職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける消防局職員の数の割合 <u>100分の20</u></p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。